

← 12.5cm → 折 第 号 年 月 日 有効 年 月 日から 期間 年 月 日まで 従 事 者 証 環 境 大 臣 [印] (都道府県知事)	← 12.5cm → 目 注 意 事 項 1 従事者証は、鳥獣の捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。 2 従事者証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。 3 許可を受けた者は、この従事者証を、その効力が失われた日から30日以内に、環境大臣(交付を受けた都道府県知事)に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。 許 可 の 内 容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">許可証の番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥獣等の種類及び数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区 域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>方 法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条 件</td> <td></td> </tr> </table>	許可証の番号		法人の名称		鳥獣等の種類及び数量		目的		区 域		方 法		条 件	
許可証の番号															
法人の名称															
鳥獣等の種類及び数量															
目的															
区 域															
方 法															
条 件															

↑ 8.8cm ↓

 折

 ↓ 8.8cm ↓

備考 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。